

金融商品会計基準（金融資産の分類及び測定）の見直しに関する検討状況の整理に対するコメントの提出

<提出者：金融商品会計基準見直し検討状況整理おはよう読書会¹（代表：結城秀彦）>

下記の通り、コメントを提出させていただきます。

ご検討をお願いします。

記

1. 第18項に関する質問（コメント提出者への質問1）に対するコメント

【質問1】

公表される市場価格のない株式への投資の分類（第18項及び第74項から第82項参照）第18項では、公表される市場価格のない株式への投資について、公正価値で測定するものとして分類しつつ取得原価が公正価値の適切な見積りとなる場合の適用指針を設ける案（【案1】）、及び、公正価値を信頼性をもって測定できない場合に取得原価で測定するものとして分類する案（【案2】）の2つの考え方を掲げています。いずれが適切と考えますか。また、それはなぜですか。

【質問1に対するコメント】

【案2】が適切と考える。または【案1】を採用する場合も、原案に代えて、「公表される市場価格のない株式への投資について公正価値で測定するものとして分類しつつ“実質価額（ただし、原則として会社の超過収益力や経営権、将来事業収益見込額等を反映せず、個別財務諸表（貸借対照表）に計上された資産等の公表されている市場価格等に基づく評価差額を加味して算定した1株当たり純資産額に所有株式数を乗じて算定した価額）”が公正価値の適切な見積りとなる場合」の適用指針を設けることを提案する。

<<上記コメントの理由>>

（1）【案1】においては、「公正価値がすべての場合において測定可能である（例外はない）」という思い込みにあまりに偏向しているように思われる。

公正価値の定義（「測定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われた場合に、資産の売却によって受け取るであろう価格又は負債の移転のために支払うであろう価格（出口価格）をいう」）を勘案すると、公正価値として取得原価で用いられ得るのは主として取得時

¹ 旧称「金融商品会計基準見直し検討状況整理早朝読書会」を2010年10月22日付にて改称。

のみであって、取得後には公正価値は増減すると考えるのが通常であり、【案1】のように取得後に公正価値と取得原価が一致することは概念的には稀であると考えられる。

また、公表される市場価格のない株式への投資についての公正価値の算定に当たっては、実務上は、「公正価値を算定するのに利用できる最近の情報が十分でない場合」のみならず、「公正価値を算定するのに利用できる将来の情報が十分でない場合」「公正価値を算定するのに利用できる将来の情報の不確実性が高く、合理的な代替可能なインプットが入手できず、感応度分析の開示が適切にできない場合」が多々見受けられる。

とくに、市場価格のない株式への投資の評価において、公正価値としてキャッシュフロー価値を適用する場合に、継続企業を前提とした将来価値の算定に必要な情報や仮定（インプット）については、将来になればなるほど、その情報や仮定の確実性は逡減していくため、合理的な代替可能なインプットが入手できず、適切な感応度分析の開示が作成できない場合が多い。

とくに、公正価値として算定された将来キャッシュフロー価値の算定は、投資先の中期事業計画（3－5年程度）を超えた期間の見積もりを基礎としたいわゆる永久価値（Eternal Value）が過半を占めることが多いが、中期事業計画の対象とする当初3－5年程度に比べその後の事業見通しの確実性は相対的に低く、かつ、将来になればなるほどその確実性は逡減していくことを勘案した場合、その算定のための情報や仮定が十分ではなく、また不確実な仮定に依存しがちとなる結果、その見積りにおいて恣意性が働きがちである。

例えば、取得時点において算定された将来キャッシュフローの現在割引価値が取得原価を超えている場合、将来キャッシュフロー価値が取得原価を超えた金額は、取得時点の公正価値には含めてはならず、当該将来キャッシュフロー価値（永久価値）から控除した上で、その後の公正価値評価においても当該控除額を永久価値から控除するのが合理的であるが、そのような取扱いをせず、将来キャッシュフロー価値の見積りを取得原価まで引き下げずにその後の評価において継続して用いている事例が見受けられる。

また、我々の実務経験上、企業の経理担当者が、以後の時の経過に伴い、その算定基礎となったインプット（仮定）が不利に変化している場合に、将来の事業見通しにこれらの変化を適切に反映せず、永久価値相当額の引下げを適時・適切に十分に行わない見積りを提示する事例（なお、そのような場合、経理担当者は、外部の“スペシャリスト”が算定提示するそのような公正価値を入手したことを主たる根拠とすることがある）が見受けられる。

上記のような問題点はもっぱら公正価値の算定技法上の問題であり、それを精緻化すれば解決すると反論する向きもある。

しかし、すでに公正価値による評価を定めている他国会計基準による会計実務において、公表される市場価格のない株式への投資から、突然に、巨額の評価損失が生じている事例が見受けられること（例えば、リーマンショックにおける企業の実例等）は、現時点にお

けるこのような公正価値の算定技法の問題点を如実に示しており、このような算定技法の限界から目をそむけるべきではないと考える。

以上のように、公表される市場価格のない株式への投資についてすべての場合において公正価値が信頼性を以て測定できるとは言えないと考えられるため、【案1】を採用することは適切ではなく、【案2】のように「公正価値を信頼性を以て算定できない場合」に関する規定を定めておくべきと考える。

(2) IFRS9 号における規定等に鑑み、百歩譲って【案2】のように「公正価値を信頼性を以て算定できない場合」を想定しない形で基準を定めるとしても、【案1】のように取得原価を公正価値として用いることができるとするのではなく、公正価値として、将来キャッシュフロー価値ではなく、「実質価額」を用いることができることを明示するのが実務的であると考ええる。

そもそも公表される市場価格のない株式への投資の評価に公正価値を用いる理由は、その時点における市場価格のない株式への投資の実態を反映した価値を貸借対照表計上額に反映させることにあると考える。

この点に照らした場合、前述の通り、概念上、取得後に公正価値と取得原価が一致することは概念的には稀であり、取得原価がその時点の投資の実態を反映した価値ではないことが多いため、「公正価値として取得価額を用いる」という立論自体が適切ではない。

さらに、上記(1)で論じたように、公正価値として投資の実態を反映した将来割引キャッシュフロー価値が適切に見積もることができないのであれば、次善策として何らかの価値を公正価値として用いるほかない。

その場合に、現在の日本の会計慣行に照らして合理的な株式の評価額として想定されるのは、実質価額（投資先の財務諸表に計上された項目に基く時価純資産価額）とである。本基準案の113項も実質価額を「金融商品会計基準導入以前からの我が国の慣行であり、公正価値を把握することが極めて困難な投資に対して簡便で明瞭な方法を提供する」ものとしている。

したがって、これを、将来割引キャッシュフロー価値が適切に見積もることができない場合に、公正価値の代替的・便宜的な算定価値として用いることを提言する。

ただし、現行の金融商品実務指針第92項では、実質価額に会社の超過収益力や経営権等を反映することを認めているが、これらの基礎となる将来の事業計画等が不確実であるために将来割引キャッシュフロー価値が適切に見積もることができない場合に実質価額を用いるという趣旨からは、公表される市場価格のない株式への投資に関して公正価値として用いる実質価額には、超過収益力や経営権等、さらには将来の事業からの収益見込みを反映することを認めず（ただし、例外として、投資先の事業計画等が現存する期間（概ね5年に限り、それ以降の将来期間 Eternal Value を含めない）に限り合理的な算定が可能な場

合を除く)、株式発行体の貸借対照表上に現存する資産に限り、市場価格等に基づいて算定された評価差額を反映することとすべきと考える。

2. 第 37 項に関するコメント (第 18 項に関する上記 1. の関連コメント)

【質問 1 に対するコメントの関連コメント】

第 37 項について、上記 1. のコメントの通り、第 18 項において【案 2】を採用する場合には、子会社株式および関連会社株式についても取得原価を測定基礎とした上で減損評価する基準案 37 項の取扱いとは 18 項と平仄が合い、実務的と考える。

ただし、上記 1. コメントに言及したように、18 項において「公表される市場価格のない株式への投資について公正価値で測定するものとして分類しつつ、将来割引キャッシュフロー価値に代えて“実質価額（ただし、原則として会社の超過収益力や経営権、将来事業収益見込額等を反映せず、貸借対照表に計上された資産等の公表されている市場価格等に基づく評価差額を加味して算定した 1 株当たり純資産額に所有株式数を乗じて算定した価額）”が適切な見積りとなる場合」の適用指針を設ける場合には、第 37 項においては、122 項（4）と同様に、取得原価を測定基礎とする方法以外に、個別財務諸表において、公表される市場価格のない子会社株式および関連会社株式について持分法による評価額を用いる方法（のれん相当額の計上と評価を含む）が選択できるようにし、その評価差額については包括損益として計上することを提案する。

<<上記コメントの理由>>

- ・投資先の時価評価差額（の一部）を反映させる考え方を採用し、公表される市場価格のない株式の場合との平仄を取る
- ・ただし、のれん相当額については、事業計画の決定に親会社として主体的に関与することが可能な場合が多いため、超過収益力、経営権等の評価を評価した連結上ののれん（相当額）を基礎として評価を行う連結財務諸表においては従前からの実務を踏襲し、公表される市場価格のない株式とは峻別する。
- ・個別財務諸表と連結財務諸表との平仄を取り、連結財務諸表において連結される個別財務情報の市場価格による評価差額の認識をそのまま取込む。

なお、上記 1. コメントにおいては、公表される市場価格のない株式について個別財務諸表（貸借対照表）に計上された資産等の公表されている市場価格等に基づく評価差額を基礎とした実質価額を公正価値の一つとして適用する場合には、例えば、不動産については決算時において公表されている市場価格等に基づく評価差額が適用されることが想定されるが、公表される市場価格のない子会社株式および関連会社株式については持分法が適用される場合には、株式の取得後における不動産の市場価格等の基づく評価差額は反映しないことを提案しており、同じ市場価格の公表されていない株式でありながら、若干異なる取

り扱いとしている。

しかし、以下の理由からこのような異なる取り扱いとすることは合理的と考えている。

一 市場価格のない子会社株式および関連会社株式については連結財務諸表において適用される連結または持分法の会計処理と平仄を合わせること

一 子会社株式および関連会社以外の市場価格の公表されていない株式については、支配・影響を及ぼす目的で取得しているものではないため、子会社株式および関連会社株式に比べて、その投資回収については売却による回収を選択する蓋然性が高いと考えられるため、株式発行体については資産の売却価値を反映させる合理性が高いこと

3．第76項（公表される市場価格のない株式の分類についての検討の背景）に対するコメント

【コメント】

企業会計基準委員会が、資本性金融商品への投資の評価については、投資先の事業の将来についての確に仮定を設定して評価する手法は未だ確立しておらず、情報作成者が情報利用者に信頼しうる公正な評価を提供できる状況にはないとして、IFRS9号公開草案に対して否定的な見解を表明したことに激しく賛同する。

<<上記コメントの理由>>

我々は、資本性金融商品への投資の評価については、投資先の事業の将来についての確に仮定を設定して評価する手法は未だ確立しておらず、情報作成者が情報利用者に信頼しうる公正な評価を提供できる状況にはない考える。また、時として、情報作成者が楽観的な事業見込みや合理性に疑義のある仮定に基く評価結果を外部の"スペシャリスト"から入手したことを投資に高い価値を付す主たる根拠として採用したものの、その2-3年以内に多額な投資評価損失が突発的に生ずることがしばしば見受けられ、情報利用者をミスリードする危惧を禁じざるを得ない考える。

上記の1．および2．のコメントについては、現行の評価手法に対するこのような見解に立っている。

その意味で、企業会計基準委員会がIFRS9号公開草案に対して否定的な見解を表明したことに激しく賛同する。

本基準の成案化においては、引き続き、76項に記載されたような資本性金融商品への投資評価手法が未確立であることを念頭に置いた対応を堅持されることを望みたい。

4．第31項他に関する質問（コメント提出者への質問2）に対するコメント

【質問2】

第31 項では、第30 項ただし書きの指定を行った場合（一定の株式に関して、公正価値の評価差額をその他の包括利益に認識する指定を行った場合）において、その他の包括利益に認識された金額をその後の売却等によっても純損益に認識しない（リサイクリングを行わない）案（【案A】）と、純損益に認識する（リサイクリングを行う）案（【案B】）、の2つの考え方を掲げています。いずれが適切と考えますか。また、それはなぜですか。

【質問2に対するコメント】

【案A】が適切と考える。

<<上記コメントの理由>>

我が国においては、包括損益についても損益計算書の段階損益に含めて表示する方法がひとつの方法として採用されており、包括損益も損益の一部であると認められている状況に鑑み、リサイクリングは不要と考える。

5. 第128 項から第130 項に関する質問（コメント提出者への質問3）に対するコメント 【質問3】

平成11年に改正された外貨建取引等会計処理基準は、現行の金融商品会計基準の有価証券の分類及び測定を反映した取扱いとなっています。第128 項から第130 項では、会計基準（案）で示された取扱いによって想定される変更を掲げています。このような点を含めて、当委員会が今後さらに検討する必要があるか否かについて、どのように考えますか。

【質問3に対するコメント】

決算時の為替相場に拠る換算差額について、第128 項から第130 項に示すように第30 項ただし書による評価差額の包括利益処理指定と平仄を合わせた処理に賛同する。

<<上記コメントの理由>>

決算時の為替相場に拠る換算差額については純損益に反映することが合理的である。しかし、第30 項ただし書によって公正価値に拠る評価差額の包括利益処理を指定した場合に、為替換算差額のみを分離して処理することを求めることは企業にとって著しい負担であると考えため、実務上の理由から、第128 項から第130 項に示すような第30 項ただし書による評価差額の包括利益処理指定と平仄を合わせた処理を支持する。

6. 第11 項および第48 項から第52 項(デリバティブの定義からの純額決済性要件の削除)に対するコメント

【コメント】

デリバティブの定義からの純額決済性要件の削除については容認しうると考える。

ただし、第 13 項および第 14 項（さらに 57 項）において金融資産の発生の認識は現行の通りとする規定を堅持することを条件とする。

<<上記コメントの理由>>

デリバティブの定義から純額決済性要件を削除した場合、実務上大きな混乱をもたらす論点の一つとして、現物商品の売買契約をデリバティブとして取り扱うか否かという点があると考ええる。

すなわち、一般物品売買を業とする企業において、未履行の現物商品の売買契約（売買約定）が、参照しうる基礎数値を有し、かつ、固定もしくは決定可能な決済金額を有するものとしてデリバティブと同様に公正価値評価するとすれば、実務上、その対応には現行の業務プロセスの見直しや IT システム対応が必至であり、広範な企業に影響を及ぼす可能性があると思われる。

しかし、第 13 項および第 14 項において金融資産の発生の認識は現行の通りとする規定を堅持し、さらに 57 項にあるように、「商品の売買又は役務の提供の対価に係る金銭債権は、原則として、当該商品等の受渡し又は役務提供の完了によりその発生を認識する」のであれば、純額決済性要件の削除の実務への影響は限定的と思われ、容認しうると考える。

以 上